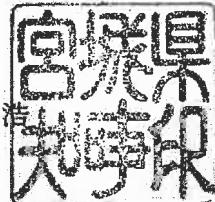


写

環対第395号
令和4年12月9日

東急不動産株式会社 代表取締役 殿

宮城県知事 村井嘉



(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見について(通知)

令和4年9月29日付けで送付のありましたこのことについて、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階環境配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」第14条第3項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

――担当――
環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 山内
T E L 022-211-2667
F A X 022-211-2696
E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

(仮称) 宮城気仙沼風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する意見

本事業は、気仙沼市において、最大で総出力 55,000kW（定格出力 4,200～5,500kW 級、風力発電設備最大 10 基）の風力発電施設を設置するものである。

風力発電事業は、再生可能エネルギーの活用による低炭素社会の実現の観点からは望ましいものである。

しかしながら、事業実施想定区域（以下、「想定区域」という。）には重要な地形である太田山・大森山東面（岩塊流（岩塊斜面を含む））が含まれる等、地形・地質の観点から学術的に貴重な地域であり、想定区域の全域が県立自然公園気仙沼に指定されている。また、想定区域は、一部が保安林（水源かん養保安林及び干害防備保安林）に指定されているほか、砂防指定地などの災害リスクの高い地域も含まれている。

のことから、周辺の自然環境や生活環境への影響及び災害の誘発を回避又は十分に低減できるよう、想定区域の適切な絞り込みが求められる。本事業計画の更なる検討に当たっては、環境への重大な影響を回避・低減するため、以下に述べる事項に十分留意した措置を講じること。また、それらの検討経緯及び内容について、方法書以降の図書へ適切に記載すること。

1 全般的な事項

（1）想定区域の絞り込み

イ 想定区域は、他の風力発電事業者が環境影響評価手続きを経て風力発電機 4 基を建設した地域である。今後の手続きを検討するに当たっては、先行事業者が配置計画上選定しなかった場所が、選定場所の中心になることを念頭に置いて事業に臨む必要がある。このことを踏まえ、環境影響を最大限回避しながら事業を行う趣旨に鑑み、先行事業において配置計画上工夫した点を確認した上で、本事業においても同様の配慮がなされるよう想定区域から十分な絞り込みを行い、風力発電設備及び取付道路等の付帯設備（以下、「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）を選定すること。

ロ 計画段階環境配慮手続きは、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、風力発電機の基数の削減、風力発電設備等の配置等に関して複数案から 1 案に絞り込むプロセスの一つとして環境面の検討を行うものであることを鑑み、その絞り込み過程を方法書に記載すること。

ハ 想定区域の絞り込みに当たっては、風力発電設備等の配置等及び稼働並びに植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響や温室効果ガスの排出等、全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。

（2）累積的な影響

想定区域内で稼働中の他の風力発電事業との累積的な影響については、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、適切な予測及び評価を行うこ

と。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画等の見直し

上記のほか、後述の個別的事項により、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業計画の見直し等を検討すること。

(4) 地域住民等への積極的な情報提供

想定区域周辺の住民、立地する気仙沼市及び関係者に対して、住民からの資料の求め等に真摯に応える等、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、事業計画に対する住民の不安解消と理解の醸成を図ること。

2 個別的事項

(1) 騒音、低周波音、風車の影及び電波障害による影響

想定区域周囲には複数の住居等が存在し、想定区域から最寄りの住居等までの距離が約500メートルと極めて近い。このことから、風車の稼働に伴う騒音、低周波音、風車の影及び電波障害による生活環境への重大な影響が強く懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては環境省の指針のみによらず、科学的根拠をもって適切な調査手法を設定し、影響を回避及び十分に低減できるよう想定区域の絞り込みを行うこと。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、保安林（水源かん養保安林及び干害防備保安林）が存在することから、工事の実施による土砂や濁水の発生に伴う水環境への影響が懸念される。風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、干害防備保安林の対象水源を確認するとともに、地下水の季節的な変動や利用状況等も踏まえ、当該水源の涵養機能と水質浄化機能について、調査及び予測し、影響の程度を評価すること。

(3) 地形及び地質に対する影響

イ 想定区域内には、日本の典型地形である岩塊流や岩塊斜面が含まれる。当該地形は、環境アセスメントに資する等の目的で国土地理院が調査・選定した学術上重要な地形であることを認識した上で、空中写真判読と現地調査の組み合わせ等により、当該地形の分布図を作成し、事業実施による当該地形に対する影響を調査・予測及び評価すること。その上で、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、それらの地域及び周辺を想定区域から除外すること。

ロ 想定区域内には、保安林、砂防指定地等の指定区域が存在する。大雨や台風によって土砂災害及び土砂流出等が誘発される可能性を十分に認識し、事業の実施による影響について、適切に調査、予測及び評価すること。その上で、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合、これらの区域及びその上流域を想定区域から除外すること。また、方法書以降では、山地災害危険地区を掲載し、前述の調査の対象に含めること。

ハ 想定区域の太田山・大森山東面に風穴が存在する可能性があるため、風穴に関する文献調査及び現地調査を行うこと。風穴の分布が確認できた場合は、方法書以降において、風穴を重要な地形として図示すること。また、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合、それらの地形及び周辺を想定区域から除外すること。

(4) 動物に対する影響

イ 熊山周辺にはクマが生息する可能性が高いことから、事業の実施に伴う土地の改変により、生息環境が変化すると予想される。このことから、クマの事業区域内森林の利用状況を踏まえた上で、季節移動を含めた生息実態調査を行うなど適切に調査、予測及び評価すること。

ロ 地上性の動物について、取り付け道路や周辺道路における工事用車両の通行に伴う轢死等の影響を調査、予測及び評価すること。

ハ 想定区域及びその周辺において、ミゾゴイが生息する可能性があることから、山麓の取り付け道路あるいは道路改良工事による生息環境に対する影響について、適切な調査手法を設定すること。

ニ 水域だけを生育環境としない両生類や一部の水生昆虫について、水域を主な生育環境とする重要な種に含めず、生育環境に応じた調査手法を設定し、予測及び評価すること。

(5) 植物に対する影響

イ 想定区域近傍には、日本最大級のツツジの名所といわれる徳仙丈山が存在する。想定区域内の藪の中にも、ヤマツツジの群生が分布しているため、その保全について特に留意した事業計画とすること。

ロ 想定区域内に存在するヤナギ群落等の自然度の高い植生地への工事による影響について適切に調査、予測及び評価した上で、取り付け道路等の施工による影響を回避すること。

ハ 取り付け道路を拡幅した場合、溪畔や水田周辺等でパッチ状に生育する希少な植物に影響することが予想されるため、適切に調査、予測及び評価し、影響を回避可能な設計とすること。

ニ 想定区域内の太田山・大森山東面に風穴が存在する可能性があり、風穴に生育する植物への影響について、適切に調査、予測及び評価すること。風穴特有の環境の形成に欠かせない地下の気流が妨げられた場合、植物の生育環境に重大な影響が生じる可能性があることから、風穴の場所を特定し、風穴が成立している斜面全体にわたって改変を回避できるよう想定区域の絞り込みを行うこと。

(6) 生態系に対する影響

沈砂池を造成する場合、早期に造成計画を検討し、生態系に及ぼす影響を適切に調査、予測及び評価すること。

(7) 景観に対する影響

イ 想定区域全域は、県立自然公園気仙沼に指定されており、丘陵景観とリアス海岸の海岸景観を主とする特色のある景観を示す地域である。設置される風車は、気仙沼市街地、国道284号及びJR大船渡線から視認される可能性があるため、眺望点のほか、住宅地や想定区域周辺の集落等を調査地点に設定すること。特に、想定区域内に立地する「市民の森」においては、風車による圧迫感が強くなることが予測されており、囲繞景観への影響を調査、予測及び評価し、適切に想定区域の絞り込みを行うこと。

ロ 「垂直視野角1度」というのは、送電鉄塔の風景評価に用いられる基準であり、風車と鉄塔の構造の違い、風車の稼働による強い誘目性を考慮すると過小評価となることを前提に、科学的な態度をもって調査、予測及び評価すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

イ 想定区域内には、「森林とのふれあいの場」としての整備がなされている「市民の森」が存在することから、静穏性及び景観的に重大な影響を及ぼす可能性を十分に認識し、事業の実施による影響について、適切に調査、予測及び評価すること。その上で、重大な影響を回避又は十分に低減する事業計画を立てること。

ロ 黒森山及び熊山の利用状況等について、情報収集した上で、必要に応じて調査地点に追加し、事業の実施による静穏性に対する影響を調査、予測及び評価すること。

ハ 土地に対する直接的な改変がなくても音の影響が発生し得ることを踏まえ、一定の静けさが求められる人と自然との触れ合いの活動の場を特定した上で、方法書以降で静穏性が満たされるかの観点で風車の騒音の影響を調査、予測及び評価すること。

(9) 放射線の量による影響

イ 事業の実施に伴い新たなホットスポットの形成や放射性物質の飛散・流出等による水環境・土壤への影響を調査、予測及び評価すること。

ロ 土壤の放射性物質濃度の調査にあっては、風力発電設備の設置予定箇所及び新設又は拡幅する道路を含む調査地点を設定し、検体を採取する際は、リター層と土壤とを分け、土壤を可能な限り表層から採取した上で、それぞれ測定すること。